

まち交の事務費の取扱いについては、下記のとおりといたします。

事務費の算出方法について

まちづくり交付金の事務費は、交付対象事業ごとに所定の比率を乗じて算出した額を、地区全体で積み上げた額を上限とする。

なおこの場合、個別事業の事業費が変動した場合には、変動した全ての事業について事務費の算出をやり直す必要があり、手続きが煩雑となることから、

交付申請を行う全体の事業費に対して一括で所定の比率を乗じて事務費を算出する（ハンドブックの方法）ことも可能とします。

交付対象事業費が変更となる場合の事務費について

まちづくり交付金では、交付申請を行った後の事業の進捗状況に応じて、当該年度の国費率を自由に変更することができます。

この場合、事務費算出のベースは、実際に執行した事業費になります。

特に、交付申請時よりも事業進捗が遅れ、国費率を高めて執行した等の場合は、交付申請時に算出した事務費の額より少なくなりますので、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

「まち交ネット」のQ & A、まち交ハンドブックの記述は、上記とは異なりますので、ご注意頂きますようお願いいたします。

また、記述の整合がとれていなかったことを、お詫び致します。